

公共汚水ます等の公費設置の取扱いについて

あきる野市では、公共汚水ます及び取付管（以下、公共汚水ます等）の設置について、全件（自費工事を除く）公費による設置を行っていましたが、分筆年月日が令和2年4月1日以降の宅地については、土地利用及び建築物の状況により自費工事にて公共汚水ます等を設置していただくような取扱いとさせていただきます。

概要につきましては、下記及び裏面に記載させていただいております。不明な点がございましたら、裏面の問い合わせ先までご連絡下さい。

■基準日

分筆年月日：令和2年4月1日（基準日）

分筆年月日が令和2年3月31日以前
の宅地
→公費対応

分筆年月日が令和2年4月1日以降
→公費対応または自費工事
(下記及び裏面の事例を参照)

■変更点

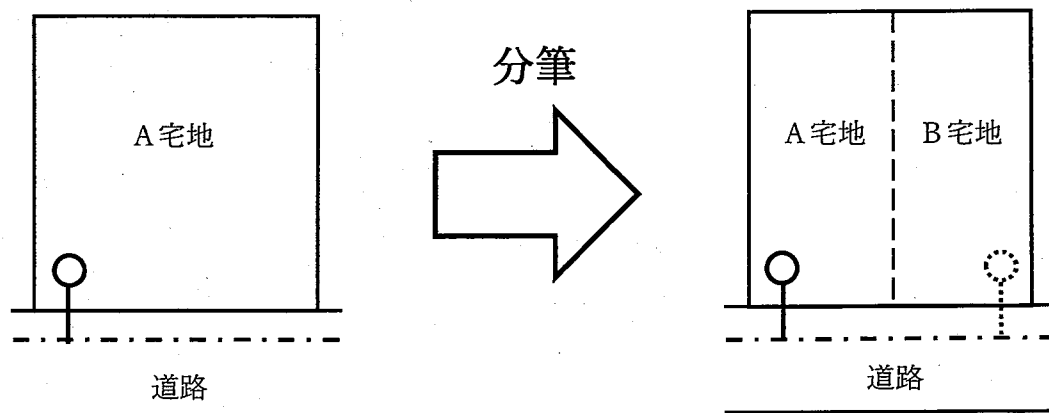
・申請関係

公共汚水ます等の申請につきまして、従来の添付書類に併せて申請地の土地の登記簿謄本の原本またはコピーをご提出いただくようになります。

・公費対象外となる事例

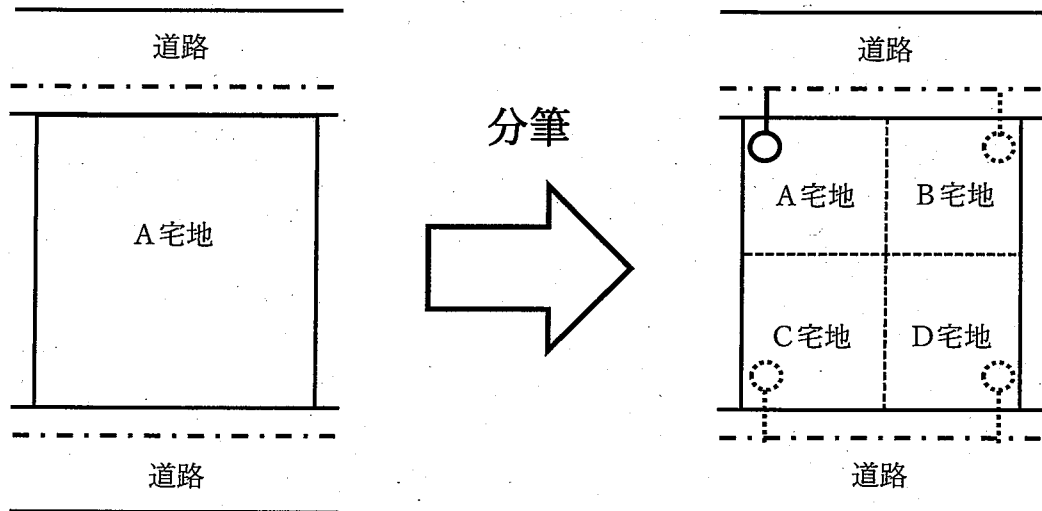
- 1 公共汚水ます等が既存している1宅地を令和2年4月1日以降に分筆した場合、分筆先の公共汚水ます等が入っていない宅地への設置費用を公費設置から自費工事へ変更。

凡例 公共ます ○ 下水道本管 - - - - 取付管 ——— 分筆線 - - - - 自費工事 ·····



分筆後の宅地Bについては、分筆前の1宅地に公共汚水ます等が入っているため、令和2年4月1日以降の分筆の場合、自費工事での設置となります。

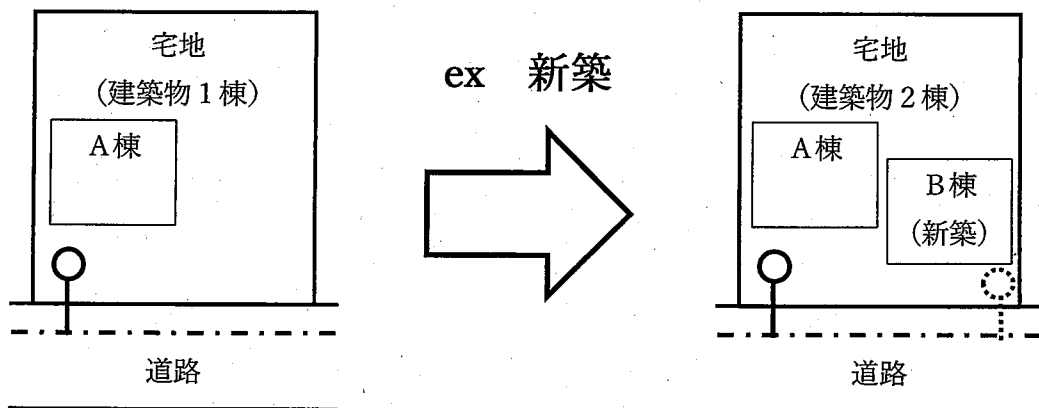
- 2 令和2年4月1日以降に公共污水ます等が入っていない1宅地を分筆した場合、分筆後のいずれか1宅地のみ公費にて設置。それ以外の宅地は自費工事での設置。



令和2年4月1日以降の分筆の場合、公費での設置は、分筆後のA～D宅地のいずれか1宅地のみとなります。

残りの3宅地については、自費工事での設置となります。

- 3 公共污水ます等が既存している1宅地



新たな建築物に対する公共污水ます等の公費設置は、対象外となります。

【問い合わせ先】

あきる野市役所 都市整備部
生活排水対策課

TEL 042-558-1111 (代表)